

公益社団法人鹿角地域シルバー人材センター会員就業規約

会員の就労規約（平成2年規約第1号）の全部を改正する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規約は、公益社団法人鹿角地域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の設立の目的を達成するため、正会員（以下「会員」という。）の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

（就業）

第2条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力し合って会員自身の創造性を発揮し、就業の機会を拡げながら、生きがいを高め、その健康と福祉の増進を図り、センターの発展と地域貢献に寄与するものとする。

（処遇の平等原則）

第3条 センターは、会員の信条、性別、社会的身分、門地や宗教、国籍などの理由により、その就業などの面で差別的取扱いをしてはならない。

第2章 就 業

（仕事の受注）

第4条 センターにおける仕事の受注は、センターが発注者から受けその交渉にあたるものとし、会員は、受注及び作業の条件等につき、直接の交渉当事者とならないものとする。

（仕事の割当て）

第5条 センターは、受注した仕事について会員の希望を考慮し、あらかじめ仕事の内容、就業期間等仕事の諸条件を会員に明示して、その同意を得て割り当てるものとする。

2 センターは、会員の就業に対し、適切な助言をするものとする。

（就業時間）

第6条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮して原則1日7時間を上回らないものとする。ただし、センターは、職務の性質、就業場所、季節等の事情により、その始業及び就業時間、休憩時間、休日等の基準について、別に定めることができる。

（配分金）

第7条 会員の就業に伴う配分金については、就業のつど、仕事の内容、時間等に照らして個別に提示し、原則として、毎月末日に締め切り、翌月25日に支

払うものとする。

2 配分金の基準等については、別に定めるところによる。

(就業上の注意事項)

第8条 会員は、就業にあたり次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の仕事に就業できない場合は、必ず事前にセンターの事務局に届出を行い、発注者に迷惑をかけないように努めること。
- (3) 就業上知り得た機密事項及び発注者の不利益になると認められる事項は、決して他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(共同作業における留意事項)

第9条 会員が就業にあたり、会員相互の共同作業を必要とする場合は、前条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 就業会員の中からリーダーを互選すること。
- (2) リーダーは、会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携、発注者との打合せ等につき、センターに協力すること。
- (3) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (4) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるように、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (5) 就業会員が就業中負傷し、又は疾病にかかったときは、共同作業中の会員が直ちにリーダー、センター及び発注者に連絡するなど応急の措置をとるようにすること。

(就業の停止)

第10条 センターは、次に該当するときは、当該会員の就業を停止するものとする。ただし、就業の停止にあたり、センターは会員に対して予告又は通告するものとする。

- (1) 会員から就業を取りやめたいと申し出のあったとき。
- (2) 就業が、その会員の健康及び福祉に反すると認められるとき。
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
- (4) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき。

(就業の是正措置)

第11条 前条第4号に相当する事案が発生したとき、又は第15条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときは、理事長は必要に応じて、別に定める「安全適正就業のための指導措置基準」により、会員に対して就業の是正措置を行う。

第3章 安全衛生

(センターの措置義務)

第12条 センターは、会員の就業にあたり、その安全衛生、災害防止等に常に配慮し、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(健康診断)

第13条 会員は、健康と福祉の増進のため、毎年1回以上健康診断を受けるものとする。

2 健康診断の結果特に必要がある場合、センターは、会員に対し就業を一定期間見合わせ、又は就業時間、職種の変更等を行うことができる。

第4章 保 険

(傷害保険)

第14条 センターは、「シルバー人材センター団体傷害保険」に加入し、約款の定めるところにより、就業中において不慮の事故により会員の受けた損害に対する補償を行うものとする。

2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族等は、事故後、遅滞なく事故内容等をセンターに届けて指示に従うものとする。

(損害保険)

第15条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

2 会員の故意又は重大な過失による賠償責任が発生したときなど、当該保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

3 会員の負担額は、別に定める「就業中の賠償事故に係る会員負担基準」によるものとする。

第5章 雑 則

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。